

兵庫県総合治水条例（仮称）骨子案のあらまし

兵庫県では、浸水被害から命や財産を守るため、みんなで取り組む「総合治水」を推進するための条例をつくりまします。

条例制定の背景と目的

近年、台風等による大雨や集中豪雨、局地的大雨が増え、河川や下水道の整備といったこれまでの治水対策だけで被害を防ぐことは困難となってきています。

そのようななか、河川や下水道の整備に加え、雨水を貯めて流出量を抑える「流域対策」、浸水被害が発生した場合でも被害を小さくする「減災対策」を組み合わせた『総合治水』の推進が重要となっています。

そこで、兵庫県では、この『総合治水』を推進するため、「兵庫県総合治水条例（仮称）」を策定することとしています。

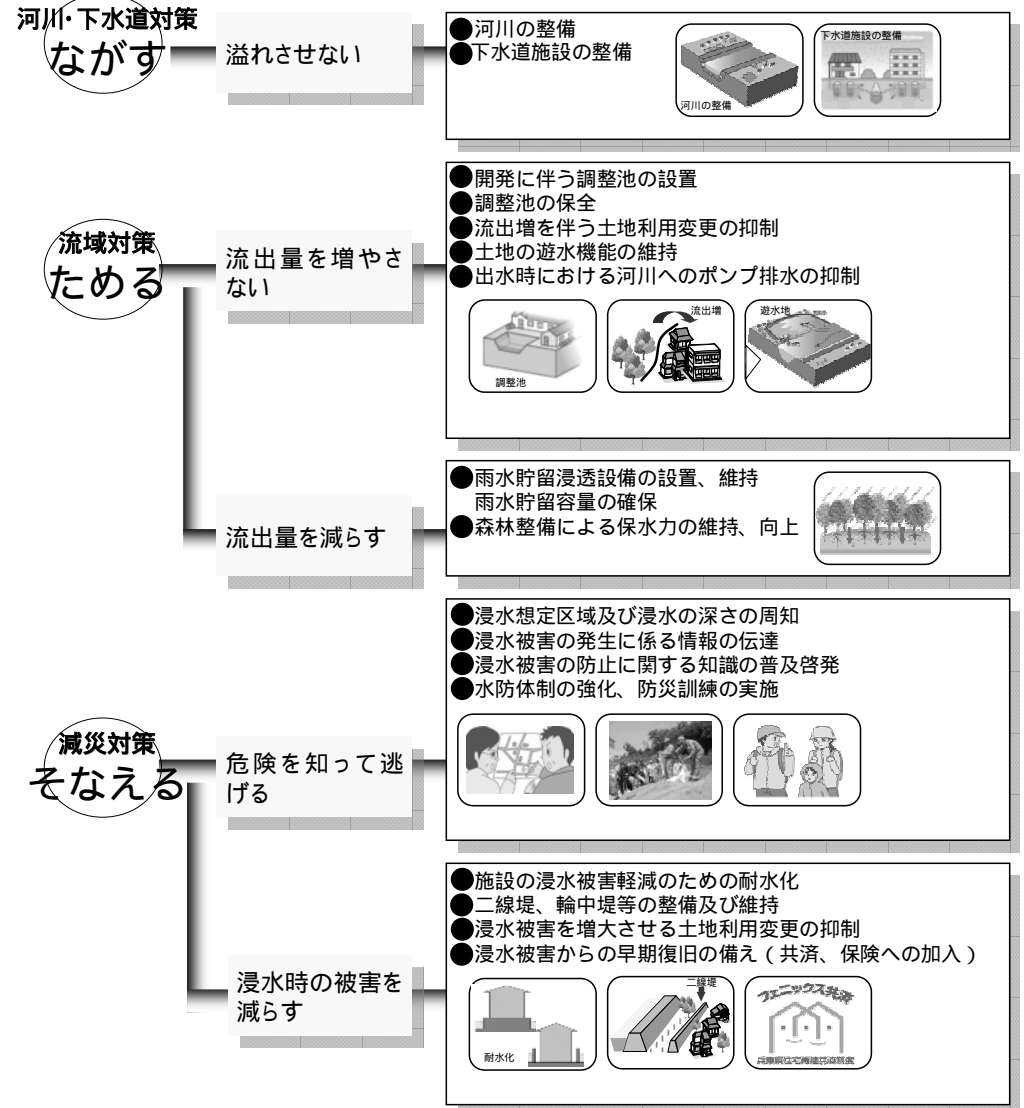
このたび、河川審議会の意見を踏まえた上で、当条例の骨子案をとりまとめました。今後は、県民の皆さまや河川審議会の意見を聴きながら、条例の最終決定に向けた検討を進めていきます。



H23.9.13 兵庫県河川審議会 中間答申「総合治水の推進について」

条例の特色 総合治水に関するあらゆる方策を明示します。

条例では、治水や防災に関する様々な取組みを目的ごとに整理して、『総合治水』の方策として位置付けます。



みんなで取り組む「総合治水」～条例ができるようになる！～

各関係主体 【取り組みの例】

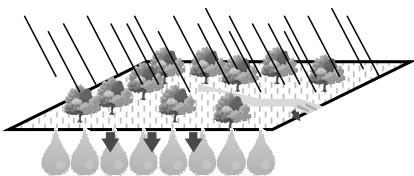
- | | |
|-------|---|
| 県民事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 自宅や事業所、ため池や水田でもできる雨水の貯留に取り組めます。 ■ ハザードマップや避難所を確認したり、避難訓練に参加するなどして、万が一に備えます。 |
| 開発者 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 一定規模以上の森林や農地を宅地に開発する場合等、雨水の流出量増加を抑制するための『調整池』を設置し、保全します。
(詳しくは裏面をご覧ください。) |
| 県市町 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 河川や下水道の管理者として、施設の整備等をすすめ、安全性の向上に努めます。 ■ 雨水貯留や施設の耐水化等に自ら取り組み、広めます。 ■ ハザードマップの作成、配布、活用などを通じ、地域の皆さんへの情報提供や意識啓発に努めます。 |

条例の特色 開発に伴う調整池の設置・保全を義務化

調整池の役割

「調整池」には、雨水を一時的に貯めることにより、流出量を抑制する効果があります。

開発前



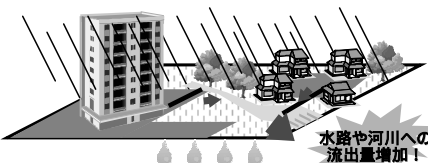
森林や田畑に降った雨の多くは、地中に浸透し、下流域に流れ出る水の量を抑制(調整)しています。



調整池(神戸市ホームページ)

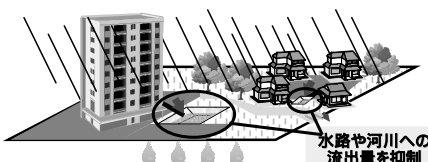
開発後

△ 調整池が無い場合



建物やアスファルトに降った雨のほとんどは水路や河川に流れ込みます。

👍 調整池がある場合



降った雨を調整池に一時的に貯めることにより、下流域に流れ出る水の量を抑制(調整)します。

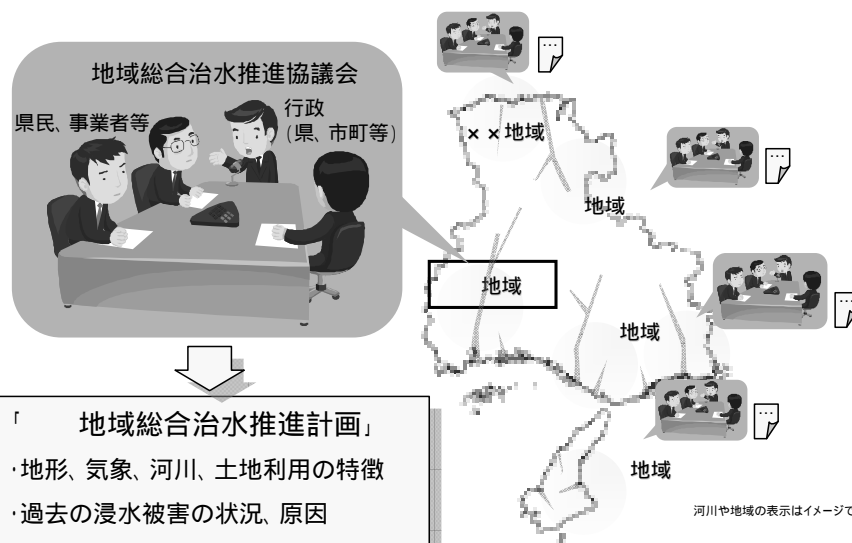
「開発」とは…土地の形質等を変更する行為で、降雨時における雨水の流出量の増大をもたらすものをいいます。

条例の特色 地域に即した「総合治水推進計画」の策定

県は条例に位置付けた各方針や取組みを計画的、効率的に実施するために「総合治水推進計画」を策定します。(条例には、計画を策定することや策定する方法等について定めます。)

総合治水推進計画の特長

- 地域の特性や課題等に対応するため、県内の**各地域ごとに策定**します。
- 計画策定地域ごとに、関係市町や県民、事業者等からなる「総合治水推進協議会」を設置し、**協議をしながら策定**します。
- 計画において、「実施する」と明記された取組みについては必ず実施することとします。



「**地域総合治水推進計画**」

- ・地形、気象、河川、土地利用の特徴
- ・過去の浸水被害の状況、原因
- ・地域全体としての取組方針
- ・より小さな地区レベル での具体的な取組内容
 - ・A小学校における校庭貯留
 - ・B病院における雨水貯留槽設置
 - ・C地区における二線堤整備
- 等

市町域、市町内の地区レベル等

～「総合治水推進計画」と「総合治水推進協議会」の仕組み(イメージ)～



条例の内容

森林や農地を宅地に開発をする場合等には、雨水の流出量を抑制するために調整池を設置し、その後も調整池を保全するように努めてください。

なかでも、1ヘクタール以上の開発をする場合には…

- 調整池を**設置しなくてはなりません**。
- 設置した調整池は、**保全しなくてはなりません**。



違反した場合は…

知事から、必要な措置をとるよう**勧告**
勧告に従わなかった場合には、**その旨を公表**

* 設置する調整池の規模(貯水容量や放流口の大きさ等)は、開発面積や下流の水路・河川、開発地の背後地の状況によって決まります。

* 条例が制定される以前から設置されている調整池については、引き続き保全するよう努めてください。

(問い合わせ先)

兵庫県県土整備部土木局総合治水課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10-1
電話 078(362)9265(直通) FAX 078(362)3942
E-mail chisui@pref.hyogo.lg.jp

(イラスト引用)
・国土交通省資料
・東京都総合治水推進協議会パンフレット
・草津市パンフレット
・金沢市ホームページ